

懲罰特別委員会議録

1 調査事件

(1) 大平栄治議員に対する懲罰動議

(2) その他

2 日 時 平成28年6月24日 午後3時

3 場 所 広神庁舎3階 議場

4 出席委員 佐藤敏雄、遠藤徳一、渡辺一美、佐藤 肇、星 吉寛、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 提 出 者 本 田 篤

7 書 記 櫻井議会事務局長、中川主任、関主任

8 経 過

開 会 (15:00)

遠藤委員長 定足数に達していますので、ただいまから懲罰特別委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。本委員会に付託されました事件について審査願います。

(1) 大平栄治議員に対する懲罰動議

遠藤委員長 日程第1、大平栄治議員に対する懲罰動議についてを議題とします。提出者であります本田篤議員の説明を求めます。

本田議員 本会議に引き続いてでございますが、冒頭、委員長にお願いしたいと思っておりますけれども、私、本会議におきまして該当部分はどこかという話をされたときに、不適切な部分だったので私の口からは申し上げられないということもありましたけれども、ここは委員会ですし、私が不適切だと思うところを発言して不適切になってしまうこともあろうかと思いますが、もし委員長、委員の皆さんに諮っていただいた中で進行していただければと思いますが、よろしく願います。

遠藤委員長 本田委員から申し入れがございました。会議の性質上、不適切な部分を会議録上であっても読み上げることは、会議録作成上も白紙となりますし、また、不適切な部分を再度読み上げることによって不適切な部分の会話がまた復唱されるやりとりになりますので、委員の皆さんで問題がなければ、該当の部分を読み上げたり指摘してもらうこと

を諮ってほしいとの意見であります、いかがでしょうか。

渡辺委員 議長の方で、「ただいまの発言で監査委員に対しての発言は後刻議事録を精査して議長のもとで対処いたします」というところが会議録に残っております。この時点で議長がどのようにお考えになって、今後この議事録をどうするかという点もあるんですけども、今ここでこのことが不穏当となった場合には当然そこは削除されなければいけないと思いますが、仮にそうではなく議事録として残せる文言だという場合も、もしかするとあるかもしれません。そのあたり、議長がどのようにお考えになっているのかということもあるのかと思います。議長が削除するおつもりがあるのかどうか。

遠藤委員長 委員長としてお答えいたします。議長が精査する部分については、議長の範疇でございますし、今、懲罰動議に上がっている部分が皆様のところに資料として会議録の一部がお渡しされております。本来でありますと提出者は、同じ不適切と考える部分を読み上げることによって会議録からそこが白紙となる可能性がありますので、終わって見たら白紙だったというわけにはならないから、今この場でお許しがあれば、不適切だと思っている部分を読み上げたり、指摘をしたりするのはどうかという本田議員からの申し入れであります。そういったことの中で、今後審議に入った中でも、そのことを決めておかないと、発言のつど休憩を取る形になるので、信憑性についてどうかということも含まれておると私は判断しましたので、皆様にお諮りしました。

渡辺委員 そうしますと、事前に配布されました議事録の中に下線が入っております。それをもって皆さんが承知しながら議論を進めていくというやり方で進めるというふうに解釈させていただいてよろしいでしょうか。

遠藤委員長 本田議員は、提出者としてこれから申し上げることは、皆様のお手元に配布されている会議録のとおりですとしか説明ができなくなるわけでありましてけれども、そうではなくて、その部分が不適切だと考えているということを言うために皆さんのお許しが必要であり、休憩を取ることなく協議を続けるということでお諮りをしております。

佐藤(肇)委員 今、委員長が言われたように、今回どこの部分がどうだということはこの委員会で調査するわけでありまして、あくまでもこれは議事録を読む形になろうとも、不適切な言葉がその中に入っていたとしても、これは委員会の調査ですので、そういう観点からやはり残していただくという形で懲罰委員会という性質上取り扱っていただかないと物事が残せないと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。

大屋委員 私もやはり不穏当な、あるいは不適切な言葉という抽象的な言葉で、どこを示しているのか、下線見ればわかりますけれども、これの中のどこなのか、全部なのかというところが、提出者の考え方が全くわからない中で議論をすることは非常に難しいのではないかと思いますので、佐藤肇委員と同じです。

遠藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 先ほど本田委員より申し出のあったとおり発言することを許可することにご異議ありませんか。(なし) 異議なしと認め、そのように進めます。本田議員に説明を求めます。

本田議員 ご理解ありがとうございます。会議録も出ましたので説明をさせていただきたいと思っております。下線部のとおりというところでまずさせていただきたいと思いますが、提案理由に至った背景であります。1点目として、監査請求を行い監査結果が提出されました。それにもかかわらず、ここでは違法であったというふうに決めて、監査をしていな

いと発言しております。関連して、監査委員に対して資格がないと発言し、個人の尊厳を冒しているのではないかと。加えて3点目、その発言を含め議長から「後刻精査する」との議事整理があったことから、全般を通じて議会の品位を乱す行為があったのではないかと受け止めております。また、その後も議会の議決で選任した代表監査委員に対して、監査委員の尊厳に触れる発言をしております。これらは、意見や批判の必要な限度を超える言葉に当たると受け止め、私としては無礼であると判断したわけであり、提出者の説明は以上であります。

遠藤委員長　これから提出者に対する質疑を行います。

佐藤(肇)委員　提出者に質問させていただきます。まず、今回この大平栄治議員が一般質問の中で代表監査委員に質問をしております。代表監査委員に質問しておりますが、その前段として住民監査請求があつて、その結果がどうこうというものもありますが、今回大平栄治議員が代表監査委員に質問した内容の細かいところについては、監査結果について直接棄却だとかそういったことについていいとか悪いとかということではなくて、監査委員の考え方を質問したものだろうというふうに私捉えました。そのことについて、要は代表監査委員に質問することが許されるのか、許されないのか、その辺についてどのように捉えておられますか。

本田議員　いわゆる27年の44号議案、斎場建設工事中に発見された埋まっているごみに処分についてであります。これについて、大平議員は不正に公金が使われたこと、その財源内訳について違法性ありということで住民監査請求を行ったという経緯があります。これは、却下されることなく審査され、請求の部分については違法性なしということで監査委員は判断して、その旨通知したと思います。これは経緯であります。その後、回答を不服として大平議員は一般質問の場において疑義をただすことになった。これは、一般質問はやはり通告して受理してといった手順を踏んでおります。そういった意味では、ここまでの経緯というのは問題ではないというふうに思っております。ただ、再質問の経緯の中で、代表監査委員から2回目の答弁があつたかと思ひます。その後、あたかもこの事案が違法であつたというふうに決めて、監査委員がその答えを出さなかつたのかというふうに迫つて、挙げ句、だからあんたは監査委員の資格がないんだと言っているんだというふうな、議場の秩序を乱すような発言等もあつたので、ここが問題だと私は解釈しております。つまり、論点として一般質問を通告して代表監査委員の答えがあつて、その答えの論拠だと思うんですが、その論拠に基づいてさらに一般質問をしていく。そういった中で、少し話が飛ぶんですけども、委員長、脱線するんですが発言させてください。例えば渡辺委員に例えて申し訳ないんですが、渡辺委員が、仮に市長に子どもの福祉施策で学力向上に充てるために1万円の補助金を出しますよと。だけど議員からはその1万円は教材を買うのかどうかもわからない、政策として問題だ、だからあなた市長としての資格ないよと、政策の論点としてずれているからあなたは資格がないよということは、議論の論拠の中では私は間違いではないと思ひます。この件に関しては、論拠というところでは若干ずれていると。そこで、私は問題があるのではないかと思ひます。単純にこの言葉、単語だけで問題があるのではないかとということではなくて、議会という言論の府の、いわゆる議論を交わす中で、お互いがうまくかみ合っているかどうか。これは、我々が3年前に議員になってからずっと議論してきた話題でありますけれども、それがまだここに来て

うまく論拠としてつながっていないところ、そういった流れも含めて、資格がないという発言をピックアップしましたけれども、流れ的にどうなのかというところで私は取り上げさせていただきました。

佐藤(肇)委員　いろいろ例え話を含めてお話をいただいたんですが、今回大平栄治議員が代表監査委員に対して一般質問を実施した内容について、実は私も聞きながらチェックをしていたんですが、一般質問で最初に聞いた1回目の質問について代表監査委員は全く答えをしていないと。聞いた問題について答えていないと。代表監査委員が答えたのは、監査結果がどうやって言い渡されたのか、その考え方、根拠についてはお話がありましたけれども、要は聞いている部分についての答えがなかったということがまず1つあると思います。それから、もう一点は、本田議員が議案第44号が違法だというようなお話があつてそうなったということを言われましたけれども、今回示された監査請求については、議案44号の違法性のことについては全く触れていないんですよ。それによって魚沼市はごみについてお金を支払うことができるようになったと、そういうふうに書いてあります。ですので、議案第44号については全く違法性を監査委員がただせとか、そういったことを言っているわけじゃない。監査委員について、何で監査がそういうことになったかということではなくて、監査委員がこのことについてどう考えますかというような質問の内容だったと思います。ですので、そのことについて全然答えていない。それから、もう一点は、監査委員の答弁の中に、監査結果が出れば手を離れて、もう言うことは何もないと、一般質問で出さないでくれと、聞かないでくれという内容のことを大平栄治議員に言われたと思っております。議場の中の一番前列に代表監査委員がいるわけですよ。いろんな考え方を含めて代表監査委員に質問して、それを私は答えなければならない立場にいる人間ではないかと捉えているんですが、そのことについてはいかが考えていますか。

本田議員　今ほど44号についてのお話ありがとうございましたけど、細かいところはおっしゃるとおりかもしれません。ただ、私は一般質問、そして魚沼市議会の議場の中にいる1人として議論の経緯を聞いたときに、代表監査委員の受け止めはそれぞれあるにしても、やはり会議録、何回も見させていただきたいと思うんです。議場の皆さんの反応もいろいろあったと思うんですけれども、やはりここは問題があるのではないかというふうに判断をいたして、この場で懲罰の動議を提出したという経緯でございます。佐藤委員のおっしゃることも確かにそうなのかもしれませんが、私はそのように思いまして提出したわけでありまして。決して私も大平議員の発言を制限するようつもりで今回この動議を提出したつもりではございません。あくまで議場という厳粛な場の品性を求める意味合いも含めまして提出したわけでございますので、その辺は佐藤委員も斟酌していただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

遠藤委員長　お互いがそうでありますけれども、提出者の発言に基づいてやりとりを、総枠ですとか思惑ですとか内面の部分というよりは、発言の部分でお願いします。

佐藤(肇)委員　脱線した質問になってしまっているようで申し訳ありません。私は今回本田議員が全体の提案理由の無礼な発言と言い切ったところの周りに、議会の品位というかそういった部分を含めてのことがあるといえば、私も全く品位に欠けていなかったとは私は言えないと思います。言い方を含めて。ただ、それが懲罰に値するかどうか、その辺が今回の問題なんだろうと思います。会議録の言葉を見ますけれども、なかなか普通の口語に

ならないような言い方、興奮してしゃべったせいだと思うんですが、難しい日本語表現になっているかと思うんですけれども、その辺はどこまでといいますか、本人の意思というのがなかなか伝わっていなかったところがあるんじゃないかと捉えるんですが、本田議員としてはその辺をどう見ておりますか。

本田議員　デュープロセスという言葉がございますけれども、我々議員になって3年経ちました。常に一般質問については、全協それから代表者会議、議員の研修会でも度重ね我々は議論をし、研さんをしてまいりました。このような手順を踏んできて、私も微少なながら前進して思っておりますが、やはり今回の一般質問につきましては、デュープロセスを守って、感情論という話もありましたが、守られてきていないというふうに私は受け止めています。そういった意味では、今回単発で出したのではなく、今までの経緯を踏まえた中で私は提出させていただいたことも含めご理解いただきたいと思っております。

大屋委員　先ほど、例え話で市長に対して政策が違うからお前は資格がないというような発言は許される。ただ、監査委員に対しては許されないというような発言があったんですが、私はやっぱり監査委員も市長の命を受け、そして議会から選ばれた公人です。私はこの中で言っているのは、代表監査に対してやることをやっていないからお前は代表監査委員の資格がないという発言が出てきたんだと思います。ただ、言い方もいろいろあるんですが、そこら辺の認識は、代表監査委員とそっちの当局にいる人たちは違うと思いませんか。

本田議員　我々、議場という公の場でございます。ということは、市長も課長も、そして代表監査委員も、そして議員も、全て大屋委員のおっしゃるとおりなのかというふうに思っております。私が申し上げたいのは、議会というのは言論の府である。言論の府である以上は、やはり適正な議論。いわゆる論拠という言い方をさせていただきますけれども、根拠にのっとった議論。要するに、あれはこうだという答えを返した。私はそれに対してこう思うと、意見のキャッチボールができてこそ議論だというふうに思っております。大屋委員、私は今回の会議録もう一度見ていただきたいと思っております。ここで声を出して言うことは大変苦痛ですので、でももし私がここで読み上げて、大屋委員がまた考えていただけるならば、私は読み上げたいと思っております。委員長、朗読させてもらってもよろしいですか。

遠藤委員長　質疑中ですので、大屋委員の質疑に対して端的に答弁いただき、その確認をお願いいたします。

本田議員　委員長から申されたので、私からは会議録を読んでくださいという答えになってしまいますけど、もう一度ここで言論の府としての議論のキャッチボールができていのかどうかというのを、この会議録の中でぜひ見ていただきたいと思っております。私は、主に下線部の中で示した部分でありますけれども、やはり疑義があるのではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大屋委員　端的に言って、市長も監査委員も、あるいは課長も議員も含めて同じ立場だというふうに解してよろしいですか。

本田議員　さようでございます。

渡辺委員　まず、懲罰をかけるときの事由としては、やはり私たちは地方自治法ですとか魚沼市議会会議規則ですとか、そういったものを基本にして判断しなければいけないというふうに思います。その中で、じゃ本当にこれが懲罰にかけべきものなのかどうかという

判断が必要だと思えます。そういった意味で、懲罰にかける事由としては、一応7つほどありますけれども、この7つの中で本田議員としてはどの違反だということで今回懲罰動議を提出したかお聞かせください。

本田議員 その辺が懲罰委員会で話題になろうかと思っております。いわゆる法的な根拠というところではありますが、私とその辺を議論するのではなく、ぜひ懲罰委員会の中でやっていただきたいと思っておりますが、一般的には132条というところなのかなと思っております。

渡辺委員 懲罰動議につきましては、3日以内という期間が設けられておまして、しかも文書によって提出すべきというところがありますので、今回はどこの違反だということがこの提案理由にはありませんでしたけれども、今ほど提案者のほうから132条の違反であるというふうに言われました。そうしますと、この中に無礼な言葉を使用したりというこの無礼な言葉ということになるかと思えます。提案理由のほうは、無礼な発言ですけれども、これを無礼な言葉と読みかえ自治法132条違反だというふうに解させていただきます。そういった意味で、この132条違反について、過去の判例等でどのような判例があったとか、この無礼な言葉についてどう解釈しているのかといったような法的な検証については、本田議員、なされていますでしょうか。

遠藤委員長 ちょっと確認いたします。本田議員につきましては、提出者の説明といたしまして、この辺が無礼な発言に当たるということを明確に申し上げて、それでやりとりがあるわけであります。条項については、132条に抵触するのではないかということで、この質疑は成り立っておりますので、中身の審議などはこの後、提出者が退席した後で渡辺委員から発言いただいて構わないと思えますし、どの辺まで今、本田委員からお答えをお求めですか。

渡辺委員 一応そのあたりを検証していただいて、私が言いたいのは、やっぱり懲罰動議というのは身分にかかわることですし、そしてまた短期で決めなければならない。でも3日間という検証の時間が与えられているという意味におきまして、そういったことをきちんと検証して、しっかりと懲罰動議を出してきていただきたいなと思ったものですから、そのあたりの判例ですとかそういったことについて検証された上で出しているのかどうかというところを聞かせていただきたいかったということです。

遠藤委員長 それでは、出すに至るにどういった検証がされたかという部分を1点お答えいただくということでよろしいですか。では、本田議員、お願いします。

本田議員 検証いたしました。何が問題かという、過半数を占める、とある議会の中で、言葉尻をつかまえて議場内外において連続して懲罰動議を出して、委員会を開いて処分をしていくというようなこともございました。私、思ったんですけども、やはり議会というのは、先ほどと同じような答えになろうかと思っておりますが、私も今回は言葉尻をつかまえてどうなのかということではなくて、議会の品位、いわゆる言論の府である議会がいかに関心を交わしているかどうかというところがございます。そこに私は今回は問題があるというふうに解釈をして、このように提案をさせていただきました。

渡辺委員 私は、132条違反の中の無礼な言葉についての判例等を検証しましたでしょうかという質問ですので、それについていくつかの判例なりを検証されたかどうかということです。

本田議員　私が知る程度でございますが、しました。

渡辺委員　差し支えなければ、どのような判例を検証されたか教えていただければと思います。

本田議員　調べましたが、判例というのをこの場で言うには、きちんとした書類も用意しなければならぬのかなと思っておりますので、少し述べるのはどうなのかと思っております。

遠藤委員長　ほかにありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終わります。本田議員の退席を求めます。(提出者退席)なお、一身上の弁明については、懲罰事犯者からの申し出はありませんでしたので、これを行わないこととします。これから、大平栄治議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、また、懲罰を科すすれば地方自治法第135条に定めるいずれの懲罰にするかについて協議願います。まず、懲罰事犯者として懲罰を科すべきかどうかの協議をお願いします。また、本田議員の申し出により、不適切かどうか別として当委員会を使ってよいというお許しをいただいておりますが、それを継続することに異議ありませんか。(異議なし)それでは、そのとおりに進めさせていただきます。

佐藤(肇)委員　私は、今回のこの監査委員に対しての無礼な発言ということに対して、懲罰に値しないという考えで意見を述べさせていただきたいと思います。今回、一般質問に立った大平栄治議員は、代表監査委員に対して一般質問を通告し、そして答弁を求めたということであります。そこで、代表監査委員は、自分の思うことで最初の答弁をしていただきましたけれども、大平栄治議員が聞いていることについて答弁がされていなかったと。そのことによって2度目の質問がなされております。2度目、3度目の質問がなされておりますけれども、代表監査委員からは、監査の手が離ればもう私は言うことがないとか、もう一点は、ここで取り上げる問題ではないというようなことを、代表監査委員の口から言われていたということは、私は聞いております。そのことによって、私は答弁者席に座っている代表監査委員が職責を全うしていないというふうに捉えても仕方がないんじゃないかなと思います。もう一点、この無礼な発言と言われた、監査委員の資格がないというような言い方があったかと思いますが、そのことについては、やはり仕事をきちんとしていない公職の者に対して、あなたはその仕事に値しないということを言ったんだろうと思います。要は、辞めれとかそういったことではなくて、やはりその仕事に徹していただきたい、しっかりと監査の職をやっていただきたいという意味合いから、そのようなことで監査委員に対していろいろ発言があったものと私は捉えましたので、今回のこの発言については、無礼な発言というふうに捉えておりませんので、懲罰動議には値しないと解釈をしております。

大屋委員　私は、先ほど提出者の本田議員に、市長初め当局側と監査委員、議員の立場は同じかと質疑をしましたが、同じですというふうに答えております。当然、考え方の違いやいろいろな政策的な違いが激化した場合に激論になるわけです。その痛烈な批判の言葉としまして、やはり資格がないという言葉は、国会でも、そのほかの地方議会でも使っている言葉であります。そこで懲罰になったという例は、私は聞いておりませんし、今回の事案は、懲罰には当たらないというふうに考えております。

森山委員　私は、今回の大平栄治議員の一般質問については、やはり懲罰に値する行為だと

いうふうに考えております。皆さんのところにお配りされております会議録の抜粋なんです、アンダーラインの入っているところもありますが、これ全体を見た中で、どう考えてもこれは監査委員に対して無礼な言葉を発している。資格がないというのは、普通に資格がないという発言の仕方と、資格がないんだよと言う、全然違うわけですよ。ですから、文にしてしまうと確かにこの程度だったらいんじゃないのかなという感覚はあるかと思いますが、実際は言葉で発したわけです、議場で。そういった全体を見ますと、やはり無礼な言葉を発しているという判断をさせていただくしかないのかなと。もう一点、魚沼市会議規則には、品位を保つことが求められている。全体の中で果たしてこれが品位を持った一般質問かというところ甚だ疑問が残ります。やはり全体を見た中で判断していただかないと困ると思うんです。前回、記憶が定かではありませんが、議場で議長の整理権にも従わなかった部分で処分を受けておりますし、また、今回も会議録の中では議長が非常に整理に苦勞している部分が見えます。一問一答という質問形式を通告しながら全然一問一答の質疑をしていない。また、議長のほうからは、やはり少し問題があるのではないかということで後刻議事録を精査するという発言があります。そういう部分を総合的に判断すれば、今回の一般質問の発言全体を捉えた中では、やはり懲罰動議に値するのではないかと私は考えております。

渡辺委員　まず、懲罰の動議もさることながら、どの条文に当たるかということで、今ほど森山委員のほうからは品位の保持という言葉も出てきましたけれども、その品位の保持の中に無礼な言葉を使ってはいけない、あるいは他人のプライバシーの面について言うてはいけないということで、品位の保持につきましても、こういうものが品位に欠けるんだというふうになっているわけでありまして。そういった意味で、先ほど私自身も今回は懲罰に当たらないと思っておりますけれども、その根拠は、先ほど本田議員のほうにも確認させていただきましたが、判例の中を少し調べさせていただきました。札幌高裁の昭和25年12月25日の判決なんです、これちょっと判決文は長いので簡単に言いますけれども、無礼の言葉に該当するか否かを判断するには、議員の議会における言論の自由の尊重に注意するとともに、議会における住民の代表としての議員の発言は、他人の私生活に渡るものを除き、十分にその意を尽くして民意を反映させなければならないので、その発言を無礼の言葉であるとして議員に懲罰を科するには慎重の考慮を要するとし、地方自治法132条にいう無礼の言葉を解するのに、社交の儀礼を標準としてはならない。社交の儀礼に反する言葉を全て無礼の言葉というならば、議員の言論の自由は著しく制約されてしまうであろうとした上で、議員の発言が無礼な言葉であると言われるのは、議員が付議された事項についての意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反撥する言葉であり、付議された事項について自己の意見を述べ、または他の議員等の意見等を批判するについて必要な発言である限り、たとえその措辞が痛烈であって、これがために他の議員等の正常な感情を反撥しても、それは議員に許された言論によって生ずるやむを得ない結果であって、これをもって議員が同条にいう無礼の言葉を用いたものと解することはできないものである。ということで、この判例からしますと今回は付議された事項について自己の意見を述べたものに過ぎませんし、社交の儀礼を、要するに公人に対する言葉ですので、それをもって一般的な気分を害するということを無礼の言葉ということにしてはならないという判決であります。そういった意味では、私は今回は公人のき

ちんとした発言ですし、先ほど森山委員のほうから前回もというお話がありました。前回は確か大屋議員から懲罰動議が出たと思いますが、そのときは一般人に対する発言でしたので、これはこの中でも言っていますけれども他人の私生活に渡るものということで、これは132条違反になるかと思えます。そしてまた、議員必携の中では、議会の品位の保持の説明の部分があります。先ほど森山委員が言いましたが、議会の品位の保持の説明では、議員が本会議や委員会においては、発言や態度に十分注意しなければならないということは言うまでもないが、特に他人の公的言動に対する発言は許されても、プライバシーの面まで具体的に言及することは許されないというふうになっていますので、私は代表監査委員は公人であり、議場での発言は公的発言でありますので、公的発言に対する批判は許されると解しまして、今回の懲罰には当たらないというふうに考えさせていただきます。

星委員　我が会派は、慎重にこの件について検討、精査をさせていただきました。懲罰には賛成の立場であります。その根拠であります。監査委員の資格はない、監査委員は何を見ているのか、何を言っているかわからない監査委員だなどの発言であります。このことは、監査委員及び監査委員選任に同意をした議会に対しての暴言であると思っております。もとより言論の自由、表現の自由は保障されるべきものは当然であります。それぞれ今、各委員が細かく説明しておりますが、問題はやはりこの発言についてどうかということじゃないかと思っております。判例も、それは重要であるかと思えますが、我々魚沼市議会はこの間、議会基本条例を議員自ら研さんし制定した経過もあります。この件については、慎重に扱わなければならないと考えております。しかし、今回の当事者議員の質問は、論点整理の表現ではなく暴言、無礼な発言と言わざるを得ないということでもありますので、今回の懲罰動議に賛成するものであります。

佐藤(敏)委員　結論から言いますと、懲罰には値しないと思っております。懲罰とは、非常に重いものと受け止めております。皆さんもご覧になったかと思えますけれども、東京都議会の中継を何度も何度も見っていますが、非常に聞きづらい、こんなことも言っているのかという発言が多々ありました。公人に向けてきちっとした場で言っている。私、大平議員は、ちょっと聞きにくい部分もありましたけれども、きちっとした言葉で言っているんで、そこまで懲罰としてということになりますと、それらの東京都議会を見ても、そこまで行く必要はないんじゃないかと思っております。

遠藤委員長　懲罰を科すべき、懲罰を科すべきでないという意見が競合しております。しばらくの間、休憩とし、委員間の自由討議を行いたいと思えますが、異議ありませんか。(異議なし)しばらくの間、休憩とします。

休　憩 (15 : 54)

休憩中に自由討議

- ・魚沼市議会として判断すべきであり、他の議会がそうだからということは適當ではない。
- ・意見や批判を主張するのに、どこまでが限度を超えているのかどうかは、委員各位の過去の経験などに裏打ちされた中での判断となるため、判例と全く同じ判断になるとは思えない。必要な限度を超えて批判をしているという捉え方だと思う委員と、限度の中で許さ

れるという判断をしている委員がいる。それは意見交換した中で統一できればいいが難しいと思うので、それはそれとして検討すべき。

・どこの議会でも同じであり、会議は全てきれいな言葉でできれば一番いいが、議員は自分の意思を示すためにいろんな発言をする。個人攻撃や私的な内容の攻撃は卑劣で許されないと思うが、議員の公人の職責に対する指摘によって気分を害したとしても、それは無礼な発言には当たらないというのが一般的な考え方だろう。今回の発言は、無礼な言葉に値しない、通常許される範囲だと考える。

・基本的な権利として住民監査請求は認められている。それを議員という公人が監査請求するということがいかなるものかという話も相当ある。自ら監査請求をして、その結果が自らの意見と違うので、監査委員に対して何もしていない、資格がないと発言している。これは正常な議論とは言えず、無礼な言葉であり、議会の品位を汚していると判断する。

・代表監査委員がまたここで一般質問を持ってくるといえることはないと言っている。これについては、今後どうしていかなければいけないのかということについて代表監査委員から投げかけられたのかと思う。ただ、こうした経緯は別の場所で判断すべきである。一般質問は意見を付して当局に疑義をただしていくものであり、意見そのものを否定しては言論の自由を奪うことになる。法令や判例を参考にすべきである。

再 開 (16 : 04)

遠藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に各委員の意見を求め協議した結果、本件については、懲罰事犯として懲罰を科すべきものとする意見と、懲罰違反に該当しないため懲罰を科すべきではないという意見が出されました。ほかに意見はありませんか。(なし) 意見等はなしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これより採決いたします。最初に、本件は懲罰事犯として懲罰を科すべきものと決定することについて採決します。大平栄治議員に対し、懲罰を科すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手少数と認めます。よって、大平栄治議員に対して懲罰を科すことは否決することに決定しました。

当懲罰委員会は、結果をいただき目的も終わりました。先ほどから議論が出ていますように、懲罰を科すことについては否決と決定されましたが、会議録も皆さんのお手元に配付されております。これから研究すべき問題も提起があったのかなという感じがいたしております。まさに議長がその発言に対し議事整理権を発したという事実も、会議録に残されておるわけでございます。そして、本定例会開会前からでありますけれども、議長より議場における発言等についても、再度各会派から確認いただき6月定例会に臨んでいただきたいという発言もあったわけでありまして、これらも踏まえまして、次回の定例会に皆さんと勉強し臨んでいけたらと、委員長の最後の言葉とさせていただきます。

(2) その他

遠藤委員長 日程第2 その他を議題といたします。委員の皆さんからご意見、協議事項等

はありますか。

大屋委員　これは議会運営委員会も含めて議会全体としまして、住民監査請求は議員もできることはできるんですけども、その前に議案が出た段階で十分な調査を行い、やることはいっぱいあるわけです。そういうことをやった上で、それでも疑義があるというときには監査請求を出すのもやむを得ないかもしれませんが、そういう態度で、議会全体ですけれども、慎重に議案とかそういったものは、議決する前にやっぱり調査すべきだと私は思います。

渡辺委員　私も意見なんですけれども、今回のこの懲罰動議が出てきた背景というところにつきましては、森山委員、星委員が言ったことも十分にある程度背景としては納得いくところがございます。じゃ、これが本当に無礼の言葉かどうかといったときには、法令や判例等に照らして、私たちの自由な発言を狭めてしまうという恐れがあるため、今回はそうしませんでしたけれども、代表監査委員のほうからこの一般質問はいかなものかといった問題提起もあり、そこも議会として検証しなければいけませんし、また、住民監査請求のあり方として、今ほど議決される前にしっかりと検証できるようなお話もありました。ただ、議決されたといいましても、予算の議決と執行しているときの問題点というのはまた別個の問題ですから、議決した後であっても、そのことについて検証あるいは調査することも別に構わないわけです。そういったことを考えますと、住民監査請求を本当に議員がすべきかどうか、その前にしっかりとガイドラインなり、あるいはどのような手順を踏むべきかというところを議会の中でしっかりと検証し、そういったガイドラインをつくっていく必要があるかと思っておりますので、今後の課題とさせていただけたらと思います。

遠藤委員長　ほかにありませんか。(なし) しばらくの間、休憩します。

休　　憩 (16 : 10)

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開 (16 : 11)

遠藤委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。ほかにありませんか。(なし) なければ、これでその他を終わります。本日の会議録の調整については委員長に一任願います。懲罰特別委員会は、これで閉会します。

閉　　会 (16 : 12)